# 静岡県地震防災センターにおけるネーミングライツパートナー募集要項

静岡県(以下「県」という。)では、「静岡県地震防災センター」について、ネーミングライツパートナー（ネーミングライツパートナー）を次のとおり募集します。

## １ ネーミングライツ対象施設について

（１)施 設 名　　静岡県地震防災センター
（２)所 在 地　　静岡県葵区駒形通５－９－１
（３)施設概要　　別紙１「施設概要」のとおり
（４)運営主体　　静岡県危機管理部危機情報課

## ２ 募集の概要

（１)応募資格

応募資格は別紙２「応募資格」のとおり

（２)応募条件

| 県が希望する最低契約金額<br>（年額・税込)※１ | 県が希望する<br>契約期間※２ | 愛称使用開始時期<br>（予定） |
|---|---|---|
| 110 万円以上 | ３年以上 10 年以下 | 令和９年４月１日 |

※１ 年額の対象期間は県の会計年度である４月１日から翌年３月 31 日までとし、その間の月割りは行いません。

※２ 契約期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、契約期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。契約がされることを保証するものではありません。また、契約期間の満了日は、応募者が希望する契約期間にかかわらず、契約最終年度末日までとなります。

## ３ 愛称について

（１)命名に関する条件

ア 法人等が命名する名称は施設の愛称となります。条例で定める施設の名称(静岡県地震防災センター)の変更は伴いません。

イ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

ウ 愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

（２)命名又は使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの並びにそのおそれのあるもの

ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性のあるもの
オ 宗教性のあるもの
カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
キ その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

（３）愛称の範囲

施設の愛称として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解されやすいものとしてください。法人等やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

４ 愛称の表示箇所等（ネーミングライツパートナーのメリット）

（１）施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、エントランス正面の文字ステッカー、建物３階及びエントランス横の外壁、駐車場入口の看板、配布用印刷物（チラシ等）としますが、具体的には、優先交渉権者と県で協議の上決定します

イ 施設の愛称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、ネーミングライツパートナーが実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関と協議の上決定することとします。

ウ チラシ等の印刷物は、愛称使用開始後に作成を開始するものが対象となります。なお、ネーミングライツパートナーの費用負担により一部の既存印刷物の表示を変更することは可能です。

エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

（２）愛称の表示以外のネーミングライツパートナーに付与するメリット

ア ネーミングライツパートナーの商品等の展示・広告スペースの施設への設置

イ X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram の投稿へのタグ付け

ただし、いずれも県と協議の上施設の目的に反しないと認められる場合に限ります。

（３）メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や、愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。 優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容が認められる訳ではありません。

（４）愛称普及に向けた県の取組について

ア ネーミングライツパートナー決定後、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用し、メディ

ア、県内市町等に対し愛称の使用を働きかけます。

5 愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

（1）ネーミングライツパートナーの負担

ア 施設における愛称付看板の設置・変更及び契約期間終了に伴う原状回復等、工事が伴うものについては、ネーミングライツパートナーがその費用を負担して実施することとします。

イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、ネーミングライツパートナーが必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

(ウ)行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するときなど)

ウ その他、ネーミングライツの実施により新たに費用が発生するもの

(応募における提案を県が採用する場合でも、費用が発生する場合は、ネーミングライツパートナーの負担となる場合があります。)

例：ガイドマップの刷新により発生するデザインを含む作成委託料

地震防災センターホームページに掲載する画像や施設紹介動画など

（2）県の負担

県のホームページ、県広報紙、県が発行するチラシの表示費用は県が負担します。ただし、チラシは愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成のチラシの表示変更費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

（3）その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上決定します。

6 命名権料の活用使途

利用促進に資する環境整備や事業の実施

7 応募手続

（1）ネーミングライツパートナーの募集期間

令和８年 11 月 26 日(木)から令和９年１月 25 日(月)まで

（2）申込方法等 「静岡県地震防災センターネーミングライツ提案書【様式１】」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税の納税証明書」については、持参又は郵送とします（提出部数は１部、提出書類は返却しません）。なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて

連絡してください。また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る提出書類が必要です。

ア 提出書類

①静岡県地震防災センターネーミングライツ提案書(様式１)

②施設の魅力向上に繋がるその他提案(様式１－２)

③会社概要（様式２)

④誓約書(様式３)

⑤役員名簿(様式４)

⑥愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑦定款、寄附行為若しくは規約

⑧直近３か年の決算報告書

⑨登記事項証明書（履歴事項全部証明書)

⑩直近１年分の納税証明書(提出日において発行日から３ヶ月以内のものに限る。)

・静岡県税の未納がないことの証明書（県内に事業所等を有する場合)

・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

イ 提出及び問い合わせ先

静岡県地震防災センター
〒420-0024　静岡県静岡市葵区駒形通５－９－１
TEL：０５４－２５１－７１０１
FAX：０５４－２５１－７３００
電子メール：boujou@pref.shizuoka.lg.jp
(ﾋﾞｰｵｰﾕｰｼﾞｪｲｵｰﾕｰ.ﾋﾟｰｱｰﾙｲｰｴ.ｴｽｴｲﾁｱｲｾﾞｯﾄｭｰｵｰｹｲｴｰ.ｴﾙｼﾞｰ.ｼﾞｪｲﾋﾟｰ)
※ 持参の場合の受付時間 9:00～12:00 及び 13:00～16:00（月曜休館日を除く）
※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ提案書関係書類在中」と記載

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

令和８年 11 月 26 日(木)から令和９年１月 20 日(水)まで

(イ)受付方法募集要項の内容等に関する質問を次に掲げる件名により電子メールで送信してください。

・件名：「静岡県地震防災センター」のネーミングライツに関する質問

・電子メール宛先：boujou@pref.shizuoka.lg.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、県のホームページにおいて公表します(質問者名は非表示)。

8 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、次のとおり受け付けます。

（1）受付期間

令和８年 11 月 27 日(金)から令和９年１月 20 日(水)まで

（2）受付方法

電子メールで以下について御連絡ください

・件名：見学希望「ネーミングライツ提案」

・電子メール宛先：boujou@pref.shizuoka.lg.jp

・(本文に記載)見学希望日時(第１希望～第３希望まで)、見学予定人数、

・見学予定者の代表(担当者)連絡先電話番号、メールアドレス

9 選定方法

（1）選定委員会を設置し、提出書類を基に、ネーミングライツパートナー、命名権料、希望契約期間、希望愛称、施設の魅力向上に繋がるその他提案の内容を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

（2）選定基準　「評価項目・基準」（別紙３）

（3）失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 募集要項に定める応募資格を満たしていない場合

エ 法令、例規に違反する客観的事実が認められる場合

オ 応募金額が募集要項に定める最低契約金額未満の金額である場合

カ 募集要項に定める「愛称の条件」に合致していない場合

キ 契約期間が募集要項に定める期間未満の期間である場合

ク その他重大な不正行為があった場合

（4）選定結果は、全ての応募者に結果を電子メールで送信します。

（5）優先交渉権者の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツパートナーとして決定します。交渉の結果協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。

（6）決定したネーミングライツパートナー名、愛称、ネーミングライツ料等の選定結果は、県ホームページ等を通じて公表します。

（7） 留意事項

ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

イ 提出された提案書は、選定する以外に、提出者に無断で使用しないものとします。

ただし、ネーミングライツ提案書等については、県は広報活動等において使用できるものとします。

ウ 提出された提案書は、選定委員会へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲に限定して複製することがあります。

エ 提出された提案書の変更、差替え、再提出及び返却には応じません。

オ 情報公開請求があった場合には、静岡県情報公開条例に基づき公開することがあります。

カ 書類提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

キ 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は応募者が負うことになります。

ク 公募に際し、県が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。

10 契約解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーの事情、瑕疵、社会的信用を損なう行為等により県若しくは静岡県地震防災センターのイメージが損なわれた場合、又は、ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなった等により、契約の継続が困難であると判断した場合には、県は契約を解除することがあります。

この場合、年度途中のネーミングライツ料の返還は行わず、原状回復等に必要な全ての費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、県はその責任を負いません。

11 リスク負担

(1)ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

(2)その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

12 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度当初に、県が発行する納入通知書により行うものとします。ただし、年度途中から契約開始となる場合は、県が別途指定する期日までに納入するものとします。なお、支払いは年額一括払いのみとし、契約の開始が年度途中となった場合でも、金額を月割で支払うことはできません。

また、契約期間中は、ネーミングライツ料の変更は行いません。

**提出様式**

様式第１号(用紙　日本産業規格Ａ４縦型)

年　　月　　日

静岡県知事　様

| | |
|---|---|
| 会　社　名 | |
| 住所・所在地 | |
| 氏名・代表者名 | 印 |

# 静岡県地震防災センターネーミングライツ提案書

「静岡県地震防災センターにおけるネーミングライツパートナー募集要項」に基づき、下記のとおり提案します。

| | |
|---|---|
| 愛　　称 | |
| 愛称の趣旨 | |
| 希望契約期間 | 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日（　　年 ヶ月） |
| 金　　額 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円／年　（消費税及び地方消費税抜き）<br>（参考:消費税及び地方消費税を含んだ額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円／年） |
| 応募動機 | |

| | | |
|---|---|---|
| 連絡先 | 担当者氏名（役職） | |
| | 部署 | |
| | 電話 | |
| | ＦＡＸ/ E-mail | |

様式第１－２号(用紙　日本産業規格Ａ４縦型)

施設の魅力向上に繋がるその他提案

| （愛称と併せて施設のイメージアップ、運営の効率化に繋がる提案を記載） |
| --- |
| |

※書ききれない項目は、別紙（パンフレットやＨＰ画面なども可）で御提出ください。

様式第２号(用紙　日本産業規格Ａ４縦型)

# ＜法人等概要＞

| | |
|---|---|
| 商号又は名称 | |
| 代表者名 | |
| 本社等所在地 | |
| 本件の担当部署 | (担当支社、支所、部署名)<br>(担当者)<br>(住所)<br>(電話)<br>(FAX)<br>(E-mail) |
| 設立年月日 | |
| 資本金(企業) | |
| 社員（会員）数 | (　　年　　月　　日時点) |
| 主な事業内容 | |
| 法令遵守に<br>関する取組 | 法令遵守に向けた貴法人の取り組み実績や法令遵守に関する考え方を御記入ください。 |
| 防災関連実績 | 防災啓発に関する社内、社外の活動実績。防災訓練等への参加など地域社会への貢献事例等を御記入ください。 |
| | 静岡県と契約の締結、協定、協働した実績がある場合は御記入ください。<br>（防災に関連する内容に限定しません。）<br>業 務 名：<br>業務概要：<br>契約期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日<br>契約金額：　　円 |

※書ききれない項目は、別紙（パンフレットやＨＰ画面なども可）で御提出ください。

様式第３号(用紙　日本産業規格Ａ４縦型)

# 誓　　約　　書

当社又は当団体は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(2)　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(3)　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員である者

(4)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7)　相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

２　契約等の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

(1)　暴力的な要求行為を行うもの

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの

(5)　その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事　様

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

氏名（代表者）　　㊞

※添付資料　役員等名簿

様式第４号(用紙　日本産業規格Ａ４縦型)

# 役　員　等　名　簿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| No | 役　職 | 氏名(カナ) | 氏名(漢字) | 生年月日(大正T､昭和S､平成H) | 性別（男女） |
|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 代表取締役 | ｼｽﾞｵｶ ｲﾁﾛｳ | 静岡　一郎 | S35.1.1 | 男 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

１　本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。

２　虚偽の記載等を行った場合には、応募資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

氏名（代表者）　　㊞

【役員等名簿記入要領】

1　記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、団体にあっては理事、幹事又はこれらに準ずる者。）の役職名、氏名（カナ(ｶﾀｶﾅ)）、氏名（漢字)、生年月日、性別を記載してください。

2　役員等名簿は、役員等が誓約書中の１及び２に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

3　提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が２の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。

4　役員等名簿には、提案者が記名押印をしてください。

# 静岡県地震防災センターの施設概要

## １　概　要

地震防災センターは、平成元年の開館以降 30 年以上にわたり静岡県の防災情報の発信拠点として運営され、総利用者は延べ約 152 万人に及んでいる。

この間、阪神・淡路大震災や東日本大震災という未曾有の地震災害が発生、さらに、近年は、台風等による豪雨災害が多発化・激甚化しているため、こうした災害からの教訓や新たな知見を踏まえ、展示をリニューアルしている。

## ２　建　物

| | |
|---|---|
| 建物の構造 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造３階建 |
| 面　　積 | 建築面積 1,323 ㎡（延床面積 3,059 ㎡）、敷地面積 5,023 ㎡ |
| 総建設事業費 | 約 11 億 83 百万円（昭和 61～63 年度、うち国庫支出金１億 3,434 万円） |

## ３　展　示

| | |
|---|---|
| １階 | 地震・津波災害を中心に防災対応の方法を体感できる展示<br>・本県の自然の恵みと脅威を映像で提供する大画面シアター<br>・過去の地震や想定南海トラフ地震の揺れを体験できる起震装置<br>・地震の基礎知識やメカニズムを解説する模型、グラフィック<br>・避難生活の疑似体験 |
| ２階 | 風水害・火山災害を含めた展示<br>・土砂災害、河川の氾濫等のメカニズムを学習できるグラフィック<br>・富士山の立体模型に噴火口、溶岩流等を投影したプロジェクションマッピング<br>・来館者が地元の災害リスクを知るハザードマップ |
| ３ | 地域防災を担う人材の育成・教育機能、情報発信機能<br>・研修室　・DIG、HUG、イメージ TEN のパネル展示　・多目的スペース　・図書室 |
| 他 | アウトリーチ展示セット（防災イベントへの貸出、ショッピングモール等の出張展示）<br>駐車場（大型バス４台、普通乗用車 42 台） |

## ４　来館者数

（単位：人）

| 年度 | H29 | H30 | R 元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 来館者 | 36,387 | 28,933 | 971 | 17,940 | 24,373 | 30,628 | 38,121 | 40,348 | 36,218 |

※平成 31 年１月～令和２年５月はリニューアル工事のため休館

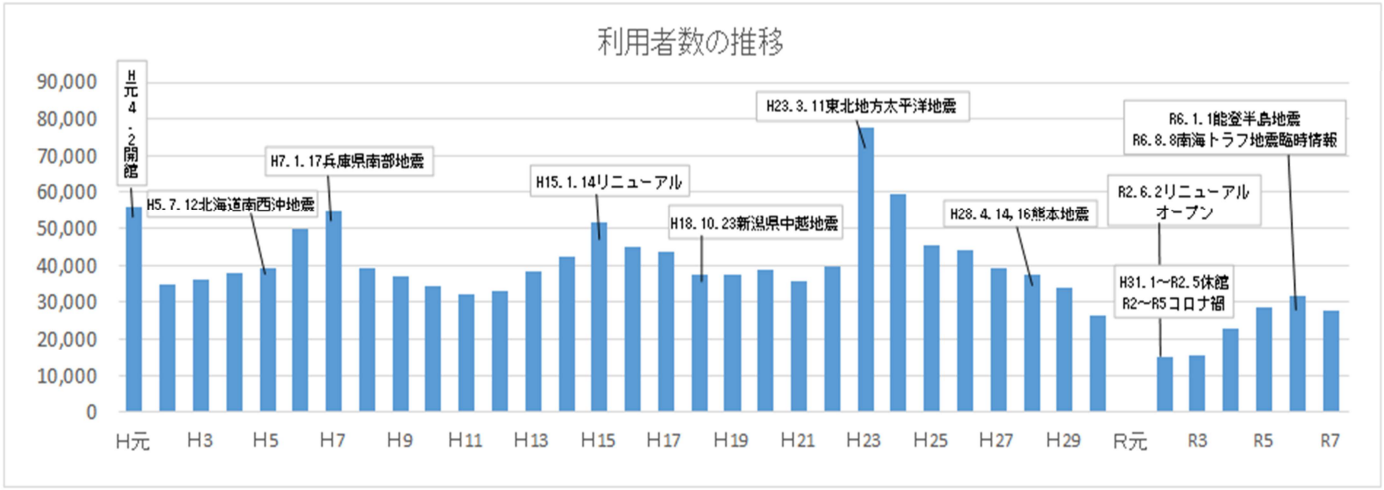

別紙2

# 応募資格

1　命名権者として、県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ(以下「法人等」という。)とする。

2　応募者が次の各号に掲げる者でないこと。

（1）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

（2）会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

（3）静岡県の契約に係る入札参加停止（指名停止）措置を受けている者

（4）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

（5）暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。)

（6）暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者

（7）その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である者

（8）施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者*

＊施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者

・風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条第１項に規定する風俗営業をいう。)を営む法人等

・インターネット異性紹介事業者(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第２条第３号に規定するインターネット異性紹介事業者をいう。)

・探偵業(探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)第２条第２項に規定する探偵業をいう。)を営む法人等

・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第６号)第２条に規定する銃砲刀剣類の製造又は販売を行う法人等

・特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条第１項に規定する連鎖販売取引、同法第 51 条第１項に規定する業務提供誘引販売取引又は同法第 58 条の４に規定する訪問購入若しくはこれらに類する取引を行う法人等
・割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)第２条第６項に規定する前払式特定取引を営む事業者のうち、友の会事業を主とするもの又は同法第 11 条第１項に規定する前払式割賦販売を主として営む法人等
・法律の定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品等を取り扱う法人等
・貸金業(貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第２条第１項に規定する貸金業をいう。)を営む者のうち、消費者向け金銭の無担保貸付業を営む法人等
・たばこ製造業並びにたばこ製品の卸売業及び輸入業を営む法人等
・政治性又は宗教性のある事業を行う法人等
・その他施設の設置目的等に照らし、命名権者として適当でないと認められる法人等

３ 命名権者の募集にグループで応募する場合には、次に掲げる全ての要件を満たすこと

（１）グループを構成する全ての法人又は団体が応募資格を有すること

（２）グループを代表する法人又は団体を定めること

（３）単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

（４）複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

評価項目・基準

| 評価項目 | | 配点 | 評価基準 |
|---|---|---|---|
| | 法令遵守 | 5 | ・募集要項に定める「応募資格」に抵触する客観的事実が特に認められないか。<br>・その他法令、例規に違反する客観的事実が特に認められないか。<br>・「法令順守に関する取り組み実績」の記載内容の妥当性 |
| | 経営状況 | 5 | ・経常損益が３期連続で赤字でないか。<br>・自己資本金額（資本の部合計）が３期連続で債務超過でないか。 |
| 提案内容 | 契約額 | 25 | ・最低募集金額以上の契約額（ネーミングライツ料）であるか。<br>・どの程度高額の金額の設定になっているか。 |
| | 愛称 | 25 | ・募集要項に定める「愛称の条件」に合致しているか<br>・親しまれる愛称であるか<br>・呼びやすい愛称であるか<br>・施設の用途に誤解を与えないか<br>・施設のイメージを損ねないか |
| | 契約期間 | 15 | ・募集要項に記載する期間の契約期間であるか。<br>・どの程度長期の期間の設定になっているか。 |
| | その他提案 | 25 | ・イメージアップなど施設にとって有利な提案となっているか。<br>・防災イベントの開催など、来館者増加に繋がる提案となっているか。<br>・歳出削減効果のある提案となっているか。 |
| 計 | | 100 | |

| 審査 | 採点 |
|---|---|
| 大変優れている（条件に適合している） | 各項目の配点×　1.0 |
| 優れている | 各項目の配点×　0.8 |
| 普通 | 各項目の配点×　0.6 |
| やや劣っている | 各項目の配点×　0.2 |
| 劣っている（条件に適合していない） | 各項目の配点×　0 |